徳島大学医学部香川奨励基金取扱規則

（趣旨）

第１条　香川征博士の泌尿器科学分野教授としての業績、徳島大学病院長及び徳島大学長としての数々の功績並びに徳島県の医療に対する多大な貢献を記念し、徳島大学基金教育・研究・社会貢献事業基金５００万円をもって徳島大学医学部内に香川奨励基金（以下「本基金」という。）を設定する。

（目的）

第２条　本基金は、香川征博士の功績を記念し、併せて臨床医学の発展に資することを目的とする。

（対象者）

第３条　前条の目的を達成するため、毎年、次の各号のいずれかに該当し、臨床研究において顕著な成果を上げた若手研究者に対し、徳島大学医学部教授会の推薦により本基金から「香川奨励賞」を授与する。

(1)　大学院医歯薬学研究部医学域医科学部門内科系及び外科系分野の教員

(2)　大学院医歯薬学研究部連携研究部門の教員のうち、徳島大学病院（以下「病院」という。）において診療に従事する者

(3)　病院医科診療部門の教員及び医員

（贈与）

第４条　香川奨励賞の贈与件数は、毎年度２件以内とし、１件当たりの贈与額は、１０万円とする。

２　香川奨励賞は、毎年１月に徳島大学医学部長（以下「医学部長」という。）が授与する。

３　医学部長は、香川奨励賞を贈与したときは、受賞者を学長に報告するものとする。

（運営委員会）

第５条　本基金運営のため、香川奨励基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

２　運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 医学部長

(2) 内科系の教授　２人

(3) 外科系の教授　１人

(4) 病院から選出された教授　１人

３　前項各号の委員は、医学部長が命じ、又は委嘱する。

４　委員会に委員長を置き、第２項第１号の委員をもって充てる。

５　第２項第２号から第４号までの委員の任期は、２年とする。

６　前項の委員は、再任されることができる。ただし、引き続き４年を超えることはできない。

（管理）

第６条　本基金は、医学部長が管理する。

附　則

１　この規則は、令和５年４月１３日から施行する。

２　この規則施行後、最初に選出される第５条第２項第２号から第４号までの委員の任期は、同条第５号の規定にかかわらず、令和７年３月３１日までとする。